

(※) 中央教育審議会「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」(第8回)
資料2「新時代に対応した高等学校教育の在り方(これまでの議論を踏まえた論点整理のイメージ)」より関係箇所を一部抜粋

令和2年6月23日
通信制会議(第4回)
参考資料5

新時代に対応した高等学校教育の在り方 (これまでの議論を踏まえた論点整理のイメージ)

-
1. 高等学校を取り巻く現状と課題認識
 2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方
 3. 将来の社会像・地域像を見据えた各高等学校の役割の再定義
 - (1) 20年後・30年後の社会像・地域像を見据えた高等学校教育の在り方の検討
 - (2) スクール・ミッションの再定義及びミッションに基づく学科の新設・再編
 - (3) スクール・ポリシーの策定及びポリシーに基づく教育実践
 - (4) 地域社会や高等教育機関等の関係機関との協働
 4. 学科・課程の特質に応じた教育実践の充実強化
 - (1) 学科の特質に応じた教育実践の充実強化
 - ①普通科
 - ②専門学科
 - ③総合学科
 - (2) 定時制・通信制課程での多様な学習ニーズに応じた取組の推進方策
 - (3) 高等学校通信教育の質保証方策

※ 次回以降のワーキンググループにおいて、具体的な制度設計について更に議論。

1. 高等学校教育を取り巻く現状と課題認識
(略)
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方
(略)

3. 将来の社会像・地域像を見据えた各高等学校の役割の再定義

(略)

4. 学科・課程の特質に応じた教育実践の充実強化

- 上述の内容は、学科・課程の別にかかわらず、共通して取り組まれるべきものであるが、各学科及び課程の特質に応じた取組についての検討が必要である。

(1) 学科の特質に応じた教育実践の充実強化

(略)

(2) 定時制・通信制課程での多様な学習ニーズに応じた取組の推進方策

- 高等学校の定時制・通信制課程では、勤労青年のみならず、全日制課程の中退者や不登校経験がある生徒、外国籍生徒、精神疾患や発達障害など特別な配慮を必要とする生徒、非行・犯罪歴を有する生徒など、多様な生徒が在籍している。
- こうした中で、定時制・通信制課程では、多様な生徒が入学している実態にきめ細かく対応し、個々の生徒の状況に応じた学習活動や日々の生徒指導、教育相談、将来を見通した進路指導など、多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動が行われているところであり、平成30年度文部科学省委託事業「定時制・通信制課程における多様なニーズに応じた指導方法等の確立・普及のための調査研究」の報告書(平成31年3月 全国定時制通信制高等学校長会)では、①不登校生徒、中途退学を経験した生徒のニーズ、②特別な支援を必要とする生徒のニーズ、③外国籍生徒、日本語の指導が必要な生徒のニーズ、④経済的に困難を抱える生徒のニーズ、⑤非行・犯罪歴を有する生徒のニーズ、の5つに分類した上で、各ニーズに応じた特色ある取組を整理・分析している。
- このような多様な生徒への指導方法は、決して一律なものではなく、生徒の実態に応じてきめ細かく対応することが求められるものであり、これまでも各学校現場においては、教職員の弛まぬ努力の下で、一人一人の生徒が高等学校卒業後にも希望を胸に前に進んでいくことができるよう、創意工夫に満ちた取組が日々実践されていることが確認できる。
- こうした状況を踏まえれば、定時制・通信制課程においては、今後とも生徒一人一人の学習ニーズに応じた教育活動をより一層推進していくことが期待されるものであり、SC・SSW等の専門スタッフの充実や、大学、専門学校等の高等教育機関や企業、ハローワーク等との連携促進、学び直しなど補習等の支援や外部との連携・協働を行うための職員の配置促進等を更に図っていくことが望ましいものと考えられる。加え

て、多様な学習ニーズに応じてより一層きめ細かく対応していくことができるよう、ICT 機器を効果的に利活用した指導方法等の在り方を等について検討を行い、必要な方策を講じていくことが考えられる。

- さらには、定時制・通信制課程は、全日制課程と同等に、中学校卒業後のほぼ全ての者が進学し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける、初等中等教育最後の教育機関として、高校生が身に付けるべき知識及び技能や思考力、判断力、表現力等の確実な定着を図り、高校生一人一人の能力を最大限引き出していくことが重要であると考えられる。その際には、地域や社会の実情はもとより、生徒一人一人の学習ニーズを的確に踏まえた上で、各学校の特色に応じた学校教育活動のPDCAサイクルを確立させていくことが重要であると考えられる。
- とりわけ通信制課程においては、必要最低限の基準として規定される高等学校通信教育規程の基準を満たすことはもとより、絶えずその水準の向上を図ることが求められるものの、こうした多様な生徒が入学している実態を踏まえた教育環境が十分に整備されているとは言い難い学校もあることから、時代の変化・役割の変化に応じて満たすべき教育環境の水準も変化してきていることを踏まえ、多様な生徒にきめ細かく対応するために確保されるべき教育環境の基準等について検討を行い、必要な方策を講じていくことが考えられる。

(3) 高等学校通信教育の質保証方策

- 通信制高等学校は、教育基本法、学校教育法、高等学校学習指導要領、高等学校通信教育規程等の関係法令を当然に順守するとともに、ガイドラインをしっかりと踏まえた上で学校運営や教育活動を実施することが求められる。
これまでのガイドラインの策定及び周知や点検調査等の取組により、学校運営や教育活動の改善に向けての取組が浸透する一方で、未だに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なからず見られるところである。さらには、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき、自己評価の実施及び結果公表が義務付けられ、学校関係者評価の実施及び結果公表に努めることとされているものの、当該法令を踏まえた取組が必ずしも十分でない学校が見られるところである。
- こうした現状を踏まえ、関係法令やガイドライン等について、不適切な解釈が生じることのないよう、改善を図るべき事項を具体的かつ明示的に示すため、ガイドラインの更なる改訂等を行うことが考えられる。また、ガイドラインを踏まえた主体的な学校運営改善を推進する観点から、ガイドラインに基づく自己点検の実施及び結果の公表を求めることが考えられる。併せて、国においては、各学校が自己点検を実施する際に参考とすることができるよう、共通の自己点検項目や自己点検基準等を整理し

た「自己点検チェックシート」(仮称)の策定を行うことが考えられる。

加えて、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図るため、教員組織や教育課程に関する情報、生徒の修学に関する情報、学習環境に関する情報、サテライト施設の活動実態など、通信制高等学校の教育活動の基本的な状況について、情報の公開を各学校に義務付けることが考えられる。さらには、学校運営や教育活動の更なる適正化を図る観点から、外部の専門家を中心とした評価者による第三者評価の活用を促進していくことが考えられる。

- とりわけ、広域通信制高等学校の中には、実施校(本校)の他に、全国に多数のサテライト施設を展開し、所轄庁(都道府県等)の区域を越えて教育活動や生徒募集活動等を実施している実態があるものの、こうしたサテライト施設で行われる教育活動等については、未だに高等学校通信教育を担うに相当と考えられる教育環境が確保されているか疑わしいものも存在する。
- こうした広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する現状を踏まえ、その適切な教育環境を確保するため、サテライト施設に対する実施校としての責任を明確にするとともに、その責任を全うするために、例えば実施校が各サテライト施設に対する実地調査を含めた実態調査や連絡会議等を定期的を実施する等により、各サテライト施設における高等学校通信教育に関連する活動状況を把握・管理することが当然に求められるものであることを明確にすることが考えられる。
- また、こうしたサテライト施設のうち面接指導又は試験を実施する施設(面接指導等実施施設)については、都道府県において独自の設置認可基準を設けているところもあれば、そうでないところも存在しており、面接指導等実施施設に求められる教育環境の水準は都道府県によって差異があるものとなっているところ、学習指導要領に規定される面接指導等を十分に行うために相応しい適切な教育環境を確実に整備する観点から、その基準の在り方など、必要な方策について検討を行うことが考えられる。さらには、広域通信制高等学校が面接指導等実施施設を展開し、所轄庁の区域を越えて教育活動を実施する場合には、面接指導等実施施設が設置されることになる都道府県側も何らかの関与ができる方策について具体的な検討を行い、必要な方策を講じていくことが考えられる。
- 通信制高等学校は、戦後、勤労青年等に高等学校教育の機会を提供するものとして制度化された一方で、近年においては、就労経験のない生徒が半数を超えるとともに、入学する生徒の能力、適性、興味・関心等も多様化し、入学段階での実態も卒業後の進路も、抱える課題等も様々なものとなっている。こうした制度創設当初からの実態の変化を十分に踏まえ、以上に述べてきたような高等学校通信教育の質保証方策をま

ずもって検討し、初等中等教育最後の教育機関として相応しい教育環境を確実に担保することが考えられる。なお、そうした高等学校通信教育の質保証を大前提とした上で、近年の情報通信技術の急速な進展に伴い、高等学校通信教育の質を飛躍的に向上させ得るような、先端技術を効果的に利活用した新しい学びの形が生まれてきていることを踏まえ、通信制高等学校における先端技術を効果的に利活用した新しい学びの在り方について検討することが考えられる。